

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

なお、江東東税務署には、譲渡所得及び贈与税の相談に対応できる職員は常駐していません。令和7年2月17日(月)から同年3月17日(月)までの期間**以外の**、贈与税及び不動産の譲渡に係る所得税の問い合わせは、江東西税務署で取り扱っています。
江東西税務署 TEL03(3633)6211代表

会場

東京国税局 1階会議室 [\(案内図\)](#)

※ 開設期間中、江東東税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。

所在地

中央区築地5-3-1

最寄り駅

都営地下鉄大江戸線	築地市場駅	A2・A3出口	徒歩1分
東京メトロ日比谷線	東銀座駅	3・5・6番出口	徒歩7分
東京メトロ日比谷線	築地駅	1・2番出口	徒歩8分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

※ 日曜日は特に多くの方が来場されるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで

相談 午前9時15分から午後5時まで

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、[以下をご覧ください。](#)
[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)
- 書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター江東東分室(〒136-8506 東京都江東区亀戸2-17-8)へ送付していただきますようお願いいたします。